

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組		評価方式	総合	番号	9
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）	62,771	74,153		60,202		55,689
（ 補 正 後 ）	62,771	74,153				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	62,771	74,153				
支出済歳出額（千円）	56,337	72,311				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	6,434	1,842				

<p>達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法</p>	<p>【目標】新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。 本施策を構成する具体的施策ごとの目標は以下のとおり。</p> <p>1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について 達成すべき目標としては以下のとおり。</p> <p>(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。 (2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等。 (3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること。</p> <p>また、達成度を示す具体的な目標としては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2011年秋に実施される国際司法裁判所（ICJ）裁判官及び国際法委員会委員選挙における我が国候補の引き続きの選出。</li> <li>・ ICJにおける豪と間の「南極における捕鯨」事件について、2012年3月提出の答弁書準備作業等万全の対応を行う。</li> <li>・ 我が国の海洋権益の確保のための各種取組（200海里を超える大陸棚の延長申請等）の進展。</li> <li>・ 国際的な子の奪取の民事面に関する条約の締結に向けた検討作業の一層の進展。</li> </ul> <p>2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について</p> <p>(1) 我が国の外交・安全保障に関するの基盤的枠組みを作り推進し、強化すること。 (2) 刑事分野における協力の促進、刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進、国際の平和と安定の確保等に、係る諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・の強化・拡大すること。</p> <p>また、達成度を示す具体的な目標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①日米安保体制の強化や領土問題を始めとする我が国の外交・安全保障分野に関するおける基盤的枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）。</li> <li>・ ②刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力の平和的利用の推促進に向けた二国間原子力協定等の交渉・締結の推進など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な・実施に関する取組（法的な検討及び助言を含む。）。</li> </ul> <p>3. 「経済・社会分野における国際約束の締結実施」について</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること。 (2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ参画すること。</p>
<p>政策評価結果を受けて 改善すべき点</p>	<p>該当項目なし。</p>

<p>評価結果の予算要求等への反映状況</p>	<p><b>【予算要求】</b></p> <p>「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用経費」に関しては、評価結果を踏まえ、今日の国際社会において国際法が果たす役割がますます大きくなっており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要があるとの観点から、(1)国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張及びそのような会合における国際法規の形成及び発展の促進、(2)国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施及び国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用、(3)要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施、研究者、学生等との意見交換及び交流の実施並びに我が国の国際約束に関する情報の継続的とりまとめ及び対外的な公表することにつき、十分な体制で取り組んでいくための経費を要求した。</p> <p>「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施経費」に関しては、評価結果を踏まえ、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作り、犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するという観点から、(1)戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにする、(2)犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組む、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することにつき、十分な体制で取り組んでいくための経費を要求した。</p> <p>「経済・社会分野における国際約束の締結・実施経費」に関しては、評価結果を踏まえ、多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を進める経済連携協定、社会保険料の二重払いの問題解決等を目的とした社会保障協定、二重課税を防止し、投資交流を促進させるための租税条約、投資の自由化、促進及び保護を目的とした投資協定などの経済・社会分野での国際約束を諸外国との間で締結することは急務となっており、これらの慎重な対応が必要とされる困難な交渉に直接条約締結担当者をあたらせることが不可欠であり、そのための経費を要求した。</p> <p><b>【定員要求】</b></p> <p>評価結果を踏まえ、</p> <p>(1)国際司法機関を通じた国際社会における法の支配の促進及び国際裁判への対応能力の強化に係る業務に必要な定員1名、北極評議会オブザーバー申請承認に向けた取組及び北極問題の対処に係る業務に必要な定員1名の新規増員、また、平成22年に時限が到来する、大陸棚限界委員会日本小委員会における延長審査への対応に係る業務に必要な定員1名、並びに内閣官房総合海洋政策本部事務局を中心とした海洋関係の国内法整備に係る業務に必要な定員1名の見直し解除、</p> <p>(2)我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向けた取組を強化するため、安全保障関連条約締結に関する事務に必要な定員及び国際的な犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化するため、二国間原子力協定締結に関する事務に必要な定員それぞれ1名の新規増員、</p> <p>(3)経済及び社会分野の国際約束の締結交渉・既存の国際約束の解釈・実施に係る業務に必要な定員を、投資協定及び環境分野にそれぞれ1名の新規増員、</p> <p>を要求した。</p>
-------------------------	--

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		国際法の形成・発展に向けた取組				番号	9		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費	60,202	55,689	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計							60,202	55,689
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							<> の内数	<> の内数
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計							の内数	の内数
合計							60,202	55,689	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組				番号	9		
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
合計								

## 政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：外務省国際法局

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組  (政策評価書[施策レベル評価版] 285頁)	番号	9
政策の概要	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>Ⅱ-3-1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p> <p>Ⅱ-3-2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p> <p>Ⅱ-3-3 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施</p>		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>Ⅱ-3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-3-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-3-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-3-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>(必要性)</p> <p>1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について</p> <p>今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。</p> <p>2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について</p> <p>(1) 日朝・日中・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、我が国の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。</p> <p>(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。</p> <p>3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について</p> <p>(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及びFTA/EPAの推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTOの紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。</p> <p>(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済</p>		

活動の基盤を提供するとの意義を有する。

(3) 社会分野については、国民生活に直結する国際的なルール作りに積極的に関与することを通じて、我が国の国民の利益や関心をルールの内容に十分に反映させることが必要である。特に多数国間条約作成交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

#### (効率性)

##### 1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国際的な議論の場への積極的な参画及び我が国の抱える国際法上の課題をテーマとする各種研究会の開催を通して、上記評価結果のとおり、2つの重要な国際機関選挙における我が国候補の当選、3つの法律策定及び条約締結作業における進展等の成果を上げた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

##### <無駄削減(経費節約のための取組)>

これらの施策を実施する上で、出張時には出張者(職員及び有識者等)の等級に応じ、出張経路、航空会社等を考慮し、より安価なディスカウント航空券を購入して経費の節約に努めるなど、効率的に予算を活用した。

##### 2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日露首脳会談等への対応、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の署名・国会への提出、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の締結、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

##### <無駄削減(経費節約のための取組)>

出張等に係る旅費について、日程の調整や経路の調整、また、格安航空券の購入により、経費削減に努めた。

##### 3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し(例えば、EPA/FTA の分野、その他の経済分野及び社会分野での国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、多くの場合に条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせた。)、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

##### <無駄削減(経費節約のための取組)>

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

#### (有効性)

##### 1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな

国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

## 2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにするのが有効である。また、犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

## 3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(2) 経済分野の多数国間条約及び社会分野の条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生ずる場合も多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

### (反映の方向性)

#### 1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

#### 2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、国際的な犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

#### 3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

本件施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

### (目標の達成状況)

[目標] 新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。

本政策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

#### 1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組を通じ、相当な進展を得ることができた。

(1) 山田中正委員の辞任を受け平成 21 年 5 月に行われた国連国際法委員会 (ILC) 委員補欠選挙

において、村瀬信也候補（上智大学教授）が当選した。

（２）平成 21 年 6 月、国連海洋法条約との整合性を確保した海賊対処法が成立した。

（３）平成 21 年 7 月、北極評議会（AC）にオブザーバー申請を行った。

（４）平成 21 年 9 月、国連海洋法条約に基づく我が国の大陸棚延長申請について、大陸棚限界委員会日本小委員会において審査が開始された。

（５）平成 21 年 10 月、ジーザス国際海洋法裁判所（ITLOS）所長が訪日した。

（６）齋賀富美子判事の逝去等を受けて、平成 21 年 11 月に行われた国際刑事裁判所（ICC）裁判官補欠選挙において、尾崎久仁子候補が第 1 回目投票で当選し、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを維持・確保できた。

（７）平成 21 年 12 月、ソン国際刑事裁判所（ICC）所長が訪日した。

（８）平成 22 年 2 月、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進を目的とした低潮線保全法案が衆議院に提出された。

（９）平成 21 年 6 月、国会において国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（国連国家免除条約）の締結が承認された。本条約は 30 か国の批准等により発効する（平成 22（2010）年 3 月現在 8 か国が批准）。

（10）各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。

## 2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

以下①及び②に示すとおり、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があり、また、以下③に示すとおり、犯罪への対処や大量破壊兵器等の拡散などの不安定要因の除去に向けた国際的な協力の分野で大きな成果があった。その結果、平成 21 年度において、本施策の小目標達成に向けて相当な進展が見られた。

①平成 21 年 11 月のアジア太平洋経済協力（APEC）の際の日露首脳会談において、アジア太平洋地域で日露がパートナーとして行動すべきことで両首脳が一致し、特に、領土問題について両首脳間で議論を深めることができた。

②米国との間で、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を締結した。

③「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」を締結し、また、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」を署名し国会に提出した。

## 3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

平成 21 年度においては、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で、目標の達成に向けて進展があった。

（１）平成 21 年度においては、各国との EPA（経済連携協定）締結に向けた動きに進展があり、2 本の協定が発効した。また、我が国とペルー、インドその他の国・地域との間の交渉も一定の進展を見せた。

（２）EPA を含む経済分野の条約及び国民の生活に影響を与える社会分野の条約全体としても、平成 21 年通常国会及び平成 21 年臨時国会での承認（計 15 件）や、平成 22 年通常国会への提出（計 9 件）を円滑に進めることができた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	海洋基本法	平成19年 4月27日 法律第33条	<p>第七条 海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。</p> <p>第二十七条 国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。</p>
	海洋基本計画	平成20年 3月18日 閣議決定	<p>6 海洋に関する国際的協調</p> <p>海洋における航行の自由と海洋の安全の確保、水産資源の持続可能な利用の実現等は、貿易立国であり、かつ、主要な漁業国で水産物の消費大国である我が国の海洋権益に大きく関わるのみならず、広く国際社会に課された課題である。このため、これらの課題について、国際的な要請も踏まえつつ、関係国間の連携・協力を推進するとともに、国際的な秩序の形成・発展及びその遵守の確保について先導的な役割を担うことが必要である。</p> <p>1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進</p> <p>（2）海洋に関する国際的連携</p> <p>海洋に関する国際的な枠組みに積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努める。</p>
	第174回国会施政方針演説	平成22年 1月29日	<p>「今後、…（日米同盟を）重層的な同盟関係へと深化・発展させていきたいと思えます。」</p> <p>「ロシアとは、北方領土問題を解決すべく取り組むとともに…」 「北朝鮮の拉致、核、ミサイルといった諸問題を包括的に解決した上で、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を実現する。」</p> <p>「多角的な自由貿易体制の強化が第一の利益であることを確認しつつ地域の経済協力を進める必要があります。」</p>

	<p>第 174 回国会外交演説</p>	<p>平成 22 年 1 月 29 日</p>	<p>「今後とも、…日米同盟を深化させてまいります。」「ロシアとの関係では、…北方領土問題を最終的に解決して平和条約を締結するため、精力的に取り組めます。」「北朝鮮については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針です。」</p> <p>「NPT 運用検討会議では、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用それぞれの分野において、前向きな合意を達成できるよう、リーダーシップを発揮します。」</p> <p>「国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）の結果（中略）を踏まえ、COP16 において、公平かつ実効的な国際的枠組みを構築する新たな法的文書を採択するべく、米国、EU、国連などとも連携しながら、国際交渉を主導してまいります。</p> <p>「保護主義の台頭を防ぎつつ、世界経済の回復と持続的成長を確かなものとするため、他の主要経済国と連携して取り組んでまいります。世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉や、インド、EU などとの EPA 交渉を政治主導で加速化します。」</p>
--	----------------------	-----------------------------	---